

障発0301第4号  
令和6年3月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

令和5年度障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業の実施について(通知)

障害者就労施設の生産設備の導入により、事業所の工賃向上に資する取組を推進するため、今般、別紙のとおり「令和5年度障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 令和5年度障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業実施要綱

### 1. 目的

障害者の工賃向上に資する効果的な取組を行うため、障害者就労施設が行う生産設備の導入をモデル事業としてを行い、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図る。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。（社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可）

### 3. 対象者

経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた以下の事業所（以下「障害者就労施設」という。）とする。

- ア 就労継続支援A型事業所
- イ 就労継続支援B型事業所

### 4. 定義

「生産設備」とは、例えば、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等を言う。

### 5. 事業内容等

(1) 都道府県等は、管内の障害者就労施設からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、障害者の工賃向上に資する生産設備導入に要する費用を補助する。

また、補助対象は事業所が生産活動を行う際に使用する「生産設備」であり、導入に必要なものに限る。

(2) 都道府県等は、本事業により障害者の工賃向上に資する生産設備を導入した障害者就労施設に対し、当該事業の実施状況について、実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

(3) 都道府県等は、本事業により生産設備を導入した障害者就労施設に対し、別紙事業報告書に基づいて生産設備導入前後の比較を行い、障害者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、好事例について報告させるとともに、これらをとりまとめの上、事業完了の2ヶ月後の末日までに国に報告する。

また、都道府県等は、全国の障害者就労施設における生産設備の導入の参考に資するよう、生産設備を導入した障害者就労施設に対し、導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、生産設備の導入モデルとして、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

なお、これらの報告及び公表状況については、厚生労働省においても、生産設備の導入モデルとして公表等を行う可能性があるので、事前に障害者就労施設の同意を得ること。

### 6. 留意事項

- ・障害者就労施設が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定するこ

と。

- ・生産設備の更新により、工賃向上に資することが想定される場合には、生産設備の更新を認めることとし、単なる生産設備の老朽化に伴う生産設備の更新は補助対象とならないこととする。

## 7. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、本事業は就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業の補助金と補助対象が重複することから、併給できないこととする。